平成２２年（フ）第２５７号
栃木県宇都宮市横山２丁目24番３号
債務者　井上　　恵
1　決定年月日時　平成22年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月28日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第２６０号
栃木県那須塩原市東原195番地16
債務者　小丹枝奈名
1　決定年月日時　平成22年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月28日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第６４５号
横浜市港南区大久保２―19―24　ゼフィール小野105号室、住民票上の住所横浜市港南区笹下６丁目２番７号
債務者　法橋　惠子
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８６８号
横浜市泉区緑園１丁目15番地13　ロワール緑園Ｂ―102
債務者　廣野　裕美
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９５３号
神奈川県大和市下和田262番地　いちょう団地72―609
債務者　菅野　英子
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９９９号
横浜市南区井土ケ谷下町43番地の２
債務者　小林健太郎
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７１号
愛知県豊橋市草間町字郷裏18番地　１Ｆ―Ｃ
債務者　小野田典子（旧姓西村）
1　決定年月日時　平成22年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月７日午後１時45分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第１８９号
栃木県さくら市草川47番地１　宍戸アパートG棟
債務者　柳沢八千代
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月11日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第２５１号
栃木県日光市鬼怒川温泉大原1017番地　ホリコシアパート５号
債務者　野中　廣士
1　決定年月日時　平成22年４月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月４日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第２５６号
栃木県芳賀郡市貝町大字市塙445番地
債務者　鈴木早奈恵
1　決定年月日時　平成22年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月28日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第８８号
岡山市北区横井上507番地109
債務者　中浦　みさ
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月25日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３４号
岡山市北区撫川431番地14　サンコーポ城の内201号
債務者　西村　康宏
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月25日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２４０号
岡山市南区築港緑町１丁目18番31号
債務者　髙畠　康子
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月18日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４０６号
東京都西東京市柳沢２丁目１番６号茂野フラッツ205号
債務者　高橋　宏昌
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月16日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第４１５号
東京都東村山市萩山町２丁目２番地公団萩山団地８―915
債務者　額田　光子
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月16日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第５５号
岡山県津山市院庄952番地17
債務者　岩谷　美幸
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月24日午後２時
岡山地方裁判所津山支部